

告示日
7月14日(木)

告示日は、選挙の投票日を正式に確定し、有権者に知らせるとともに、立候補の届け出を受け付ける日です。告示日に立候補届けが受理されると、投票日に向けた選挙運動が始まります。

7月31日(日)

午前7時～午後8時

東京都知事選挙

この東京を 決める選挙。



▲九段小学校5年
猪子 夕那さん



▲和泉小学校6年
早尾 芽巳さん



▲神田一橋中学校3年
中田 真実さん



▲共立女子高等学校2年
菅間 望さん

※平成27年度「明るい選挙」啓発ポスター(入選者の学校・学年は受賞時のものです)

7月31日(日)は東京都知事選挙の投票日です。
投票時間は午前7時～午後8時です。明日の都政を託す人を選ぶ選挙です。
大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎5211-4268

投票所入場整理券を忘れずに

入場整理券は有権者個人ごとに郵送します(7月13日(水)頃に発送)。投票するときは、投票所入場整理券をお持ちください。
入場整理券を紛失したり、忘れてしまった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の相談係に申し出てください。

指定された投票所で

投票日当日は、指定された投票所(=2面表1)以外では投票できません。入場整理券で自分の投票所を確認してください。

選挙公報

立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、準備が出来しだい選挙人名簿に登録されている有権者の各世帯に郵送します。また、区のホームページでもご覧になれます。
※選挙公報は出張所などの区の施設にも置いてありますので、ご利用ください。

投・開票速報

開票は即日開票で、20時50分から区役所4階会議室で行います。
投票日当日の投・開票速報は、区のホームページで公表します。投票は、投票開始から1時間ごとの投票者数を、開票は21時30分から30分ごとの候補者別得票数を随時更新します。

投票できる方

平成10年8月1日以前に生まれ(投票日現在18歳以上)、平成28年4月13日までに千代田区に転入届出をし、投票する日まで引き続き千代田区に住所を有している方です。

■4月14日以降に転入した方
4月14日以降に、都内の区市町村から千代田区に転入届出をし、引き続き居住している方は、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合、前住所地で投票することができます。ただし、投票の際、選挙用住民票(無料)が必要です。該当する方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

■3月31日以降に都内の区市町村へ転出した方およびこれから転出予定の方
千代田区の選挙人名簿に登録されている方で、3月31日以降に千代田区から都内の他区市町村へ転出し、かつ新住所地の選挙人名簿に登録されない方は、千代田区で投票することができます(ただし、新住所地からさらに転出した場合は、投票できません)。
また、投票日までに都内の他区市町村へ転出予定の方は、千代田区の選挙人名簿に登録されていれば、千代田区で投票ができます。
いずれの場合も、選挙用住民票(無料)が必要です。

■都外へ転出した方
投票をする前に都外へ転出した方は、投票することができません。

■7月7日以降に区内で転居した方
投票日当日は、転居前の投票所での投票になります。



投票所は区内 16 か所

投票日当日は、指定された投票所(=表1)以外では投票できません。入場整理券で自分の投票所を確認してください。

なお、第4投票区の投票所は、九段小学校から四番町図書館(四番町1)に変更しています。

▼表1 投票所一覧

Table with 4 columns: 投票区, 投票所名, 所在地, 管轄区域. Lists 16 polling stations across the district.

※四番町図書館を投票所として使用するため、7月30日(土)・31日(日)は休館します。

投票日に投票所で投票できない方へ

期日前投票

投票日当日に出張や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

期日前投票の際は、入場整理券を持って、期日前投票所(=表2)で投票用紙請求書(宣誓書)を記入し、投票してください。

▼表2 期日前投票所

Table with 2 columns: 会場, 期日前投票期間. Lists 3 advance voting locations and their hours.

不在者投票

指定病院などでの不在者投票

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所中で、投票日当日に投票所へ行けない方は、その病院や老人ホームなどで不在者投票ができます。

区内の指定病院などは表3のとおりです。区外の施設については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

他の区市町村の選挙管理委員会での不在者投票

投票日当日および期日前投票期間に、出張や旅行などで千代田区外に滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護度の程度が定められた等級に該当する方は、不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会に申請して、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※郵便等投票証明書の交付には日数がかかる場合がありますので、早めにお問い合わせください。

▼表3 区内の不在者投票指定施設一覧

Table with 2 columns: 指定病院, 指定老人ホーム and 住所. Lists designated facilities for absentee voting.



代理投票・点字投票

体が不自由などのため、字を書くことができない方は、「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

目が不自由な方は、点字で投票ができます。投票所には点字器を用意しています。

